

もうつけましたか？ 命を守る住宅用火災警報器

火災予防条例で住宅用火災警報器の新築住宅へ設置が義務となり10年以上が経過しています。この間、夷隅消防管内では住宅火災において逃げ遅れにより亡くなられたと考えられる方が複数発生しております。

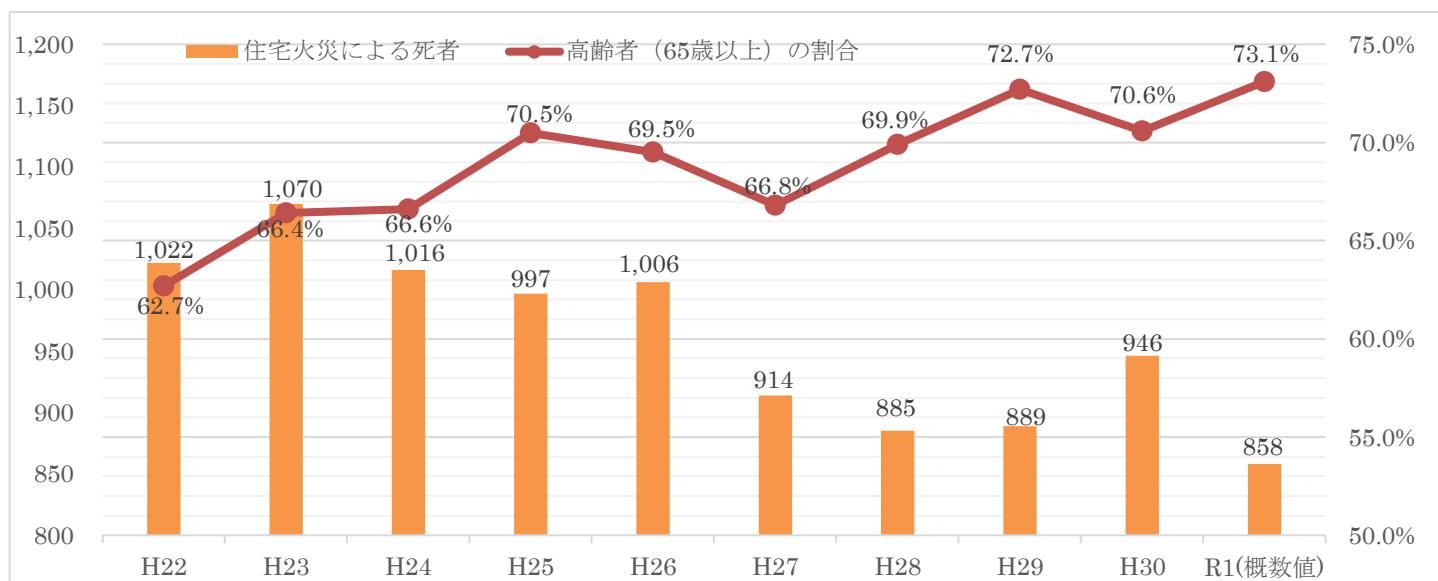
何れの方も住宅用火災警報器の設置はなく、住宅用火災警報器の設置があれば失うことのない命だったかもしれません。

火災から命を守るため住宅用火災警報器を設置してください。



- 既に設置されているお宅では1年に2回程度の作動確認をしましょう。また、10年を目安に交換しましょう。

住宅火災における死者数の推移(平成22年～令和元年の10年間)



◎ 家のどこに付けますか？

- ★ 就寝する部屋に設置します。
- ★ 2階に寝室がある場合は、階段の踊り場の天井または壁に設置します。
- ★ 住宅内で火災発生危険の高い台所に設置します。

※ 基本は煙式の感知器を設置しますが、台所など火災以外の煙を感知するおそれのある場所は、熱式で大丈夫です。

※ 共同住宅や店舗を兼ねた住宅も対象となります。

* 工具ひとつで簡単に設置できます



設置例



《問い合わせ先》

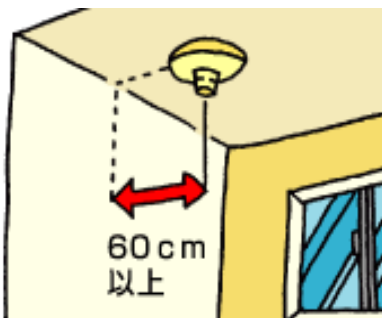
夷隅郡市広域市町村圏事務組合

消防本部予防課	☎80-0132
勝浦消防署	☎80-0134
大原消防署	☎80-0137
大多喜分署	☎80-0135
夷隅分署	☎80-0139
御宿分署	☎80-0136
岬分署	☎80-0138

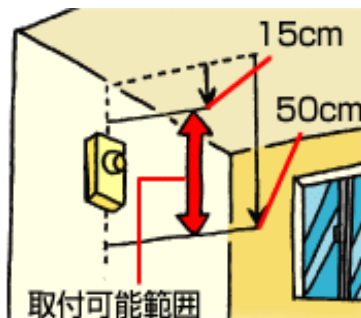
《協力》

勝浦市消防団
 いすみ市消防団
 大多喜町消防団
 御宿町消防団

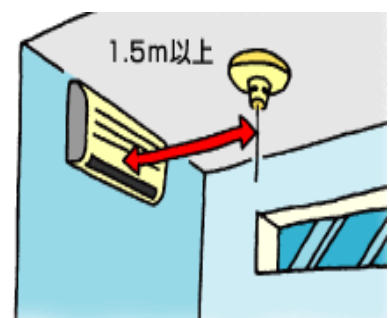
天井の場合



壁の場合



エアコンなど吹出口付近の場合



◎ どこで購入できますか？

ホームセンター、家電量販店、ガス事業所、防災設備取扱店などで購入できます。

- ※ 悪質販売に注意しましょう。「消防署から来た。」などと偽り販売するケースが予想されます。（※消防職員が販売することはありません！）
- ※ 万が一、悪質販売の被害にあってしまったら、クーリング・オフ制度を活用して解約することができます。また、お近くの消防署へもご連絡ください。

契約などのトラブルが起こった場合の相談窓口
 千葉県消費者センター ☎047-434-0999
 受付期間 月曜日から金曜日
 9:30~12:00 13:00~16:00 (祝日と年末年始を除く)

